

県立病院の経営方法が 変わります。



医療の充実、経営基盤の強化へ

県民の声を幅広く反映・新体制で公的役割・柔軟な運営めざす

県立病院 平成22年4月に特定地方独立行政法人に移行

山梨県立病院（中央病院、北病院）は、平成22年4月から「特定地方独立行政法人」に移行します。全国的に公立病院の経営環境が厳しさを増す中、山梨県は法人化によって、医師や看護師を十分確保しながら、先進的な医療を持続的に提供できるよう、医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を目指していきます。

Q&A

Q1 今、なぜ県立病院の経営方法を見直すのですか？

全国的な医師不足や診療報酬の引き下げなど、病院経営を取り巻く環境が厳しくなっていて、それは県立病院も例外ではありません。県立病院は、現在、県が直接運営していますが、医師・看護師の採用、医療機器の購入など経営に関する権限が分散し、意思決定に時間がかかることなどが課題となっていて、激しく変わる医療制度に対応するには限界があります。

そのため、県立病院の経営方法を見直し、自律性、柔軟性、機動性のある形態に移行することとしました。

Q2 どのように検討を進めてきたのですか？

県立病院が、引き続き県の基幹病院として政策医療を確実に実施していくことを前提に、県立病院の自主的な判断で医療サービスの向上を図ることができる経営方法について検討してきました。

検討にあたっては、病院経営の専門家などによる委員会や県議会、そしてタウンミーティングなどで県民の皆さんの意見を聞くなどして、公務員型の地方独立行政法人が最も適当と判断しました。

Q3 確実に実施する「政策医療」って何ですか？

救命救急医療、総合周産期母子医療(出産前後の母子医療)、災害時医療、精神科救急医療など、採算面から民間では実施されないおそれのある医療のことです。

政策医療を確保していくことは、県立病院の責務と考えていますので、地方独立行政法人となっても、法人の定款や中期目標、中期計画といった法人が目指すべき指針等にしっかりと、その確保を位置付けていきます。また、政策医療に必要な経費はこれまでどおり県が負担していきます。

Q4 地方独立行政法人になると県立病院ではなくなるの？

いいえ、地方独立行政法人になっても、県が設置している県立病院であることに変わりはなく、今までと同様に県民のための救命救急医療などの政策医療を提供していきます。

県に代わって地方独立行政法人が、県立病院を効率的に運営すると考えていただくとわかりやすいかと思います。

Q5 民営化ではないのですか？

かなり多くの方が、そう思われているかもしれませんが、それは誤解です。

地方独立行政法人は、民間企業では実施が難しい公共的な事業を行わせるため、県が100%出資して設立する法人です。その公共的な法人が運営するので、民営化とは違います。

Q6 地方独立行政法人は、県民にとってどんなメリットがありますか？

県とは別法人になることから、経営責任が明確になるとともに、県からの関与が少なくなり、より自主的で柔軟な病院運営が可能となります。その結果、県民の皆さんのニーズにあった医療サービスの提供に必要な意思決定が、病院現場で迅速に行えるようになります。

Q7 地方独立行政法人としての将来ビジョンは？

高度で質の高い医療を提供することで、県立病院の魅力を高め、県民の健康と生命を守る最後の砦である県立病院の役割を果たしていきます。

障を及ぼす場合や業務運営において中立・公平性を確保する場合は「特定地方独立行政法人」として、職員に地方公務員の身分が与えられ、大阪府や岡山県などが導入している。